

横 浜 市 公 告 第 206 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

エ キ ニ ア 横 浜

西 区 北 幸 一 丁 目 1 番 8 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

代 表 取 締 役 大 山 一 也

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 橋 本 勝 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 山 一 也 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト 代 表 取 締 役 澤 田 貴 司 東 京 都 豊 島 区 東 池 袋 3 丁 目 1 番 1 号 ほ か 3 者	株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト 代 表 取 締 役 細 見 研 介 東 京 都 港 区 芝 浦 3 丁 目 1 番 21 号 ほ か 1 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 3 年 4 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 3 月 22 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課